

平成30年9月14日

各 位

会 社 名 株式会社アクトコール
代 表 者 名 代表取締役 平井俊広
(コード番号：6064 東証マザーズ)
問 合 せ 先 執行役員 CFO 高橋砂衣
電 話 番 号 03 - 5312 - 2303

経営監視委員会の設置に関するお知らせ

当社は、平成30年7月10日付「第三者委員会の設置に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、当社において会計処理に疑義が生じ、又は、疑義の生じる可能性がある取引等（以下「本件取引等」といいます。）について第三者委員会による調査を受け、平成30年8月10日付で、かかる調査の結果判明した事実関係及びかかる事実関係を前提として当社が行うべき適切な会計処理について報告する調査報告書（以下「一次調査報告書」といいます。）を受領いたしました。

その後、第三者委員会により、一次調査報告書において報告された事実関係を前提とした本取引等の発生原因及び責任の所在並びに再発防止策の分析検討（以下「追加検討」といいます。）が行われ、平成30年9月6日付「第三者委員会の追加報告書受領に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、同日付で第三者委員会による追加検討結果の報告を目的とした追加報告書（以下「本追加報告書」といいます。）を受領しております。

今般、本日開催の当社取締役会において、本追加報告書を受領したことを受けて、下記のとおり当社は、業務執行取締役全員につき基本的に謹慎とし経営から離れることを決定しました。これに伴い、経営体制を一新し、併せて本追加報告書における提言に基づき、経営監視委員会を設置することを決定いたしましたので、その旨をお知らせいたします。なお、当社としての経営責任を明確にするために必要な対応、再発防止策、及び来年2月の株主総会後の体制については、経営監視委員会の諮問に従い決定次第、逐次、報告する予定です。

株主の皆様をはじめとする関係各位に対し、多大なるご心配、ご迷惑をお掛けしたことを、深くお詫び申し上げます。

記

1. 役員の職位の自主返上について

当社の全業務執行取締役は、重大な責任があることを深く反省するとともに、今回の事態の重要性について厳粛に受け止め、以下のとおり、その職位の自主返上を行いました。各業務執行取締役は、業務に携わらず、経営監視委員会及び執行役員CFOの指示を受けたときに、その指示に従い業務のサポートを行うこととなります。

1) 役員の変動

当社代表取締役社長CEOである平井俊広は、当社CEOを辞任いたしました。

当社専務取締役CFOである菊井聡は、当社専務CFOを辞任いたしました。

当社常務取締役COOである田端知明は、当社常務COOを辞任いたしました。

(注) 当社は定款上最低1名の業務執行取締役が必要であるところ、当社の業務執行取締役は上記平井俊広、菊井聡及び田端知明の3名であり、いずれも本追加報告書において責任ありと報告されております。全員が辞任しましても誰かが権利義務取締役として形式上取締役の地位に残ることになります。そこで、当社として各取締役において後任の業務執行取締役が経営監視委員会の審査のもと選任されるまで形式的に取締役として残すこととしました。同様に、当社は、代表取締役は業務執行取締役の中からのみ選任されますので、後任の業務執行取締役が選任されるまでの間、代表取締役の変動を行わないものとしました。

2) 執行役員CFOの選任

上記の通り、業務執行取締役が基本的に業務に携わりませんので、本日開催の取締役会において、以下の者を、執行役員CFOとして選定することを決議しました。

新任CFOの氏名及び略歴は、以下のとおりです。

新 役 職 名 : 執行役員 CFO

氏 名 (よみがな) : 高橋 砂衣 (たかはし さえ)

略 歴 : 平成17年2月 当社 入社
平成25年12月 当社 執行役員兼経営企画室長
平成26年12月 当社 執行役員兼総務人事部長
平成27年12月 (株)インサイト 取締役就任
平成28年6月 当社 執行役員兼経営管理ユニット部長
平成29年12月 当社 執行役員兼法務総務ユニット部長

2. 経営監視委員会の設置

当社は、本追加報告書における指摘事項及び提言を踏まえ、以下のとおり、再発防止策の先行分として、今後の当社のあり方を抜本的に見直すことを目的とし、取締役会の諮問機関として、当社及び当社取締役と利害関係のない独立した外部有識者による「経営監視委員会」を設置することを、本日の取締役会において決議いたしました。

また、経営監視委員会を構成する委員の選任については、上記1.において職位を自主返上した業務執行取締役の人間関係の範囲内にある者や同取締役個人と契約関係にある者等による紹介等によることなく、社外取締役である当社監査等委員の指揮下で進められました。

なお、その他の再発防止策につきましては、今後、経営監視委員会の諮問を受けて、後日決定する予定です。

A) 機能

経営監視委員会は、経営体制の整備（組織体制の再構築、取締役会の強化等）、再発防止策の実効性確保、コンプライアンス体制等の確立、及び、事業構造の最適化と経営資源の効率的活用を目指した事業再建計画案の策定に関して、取締役会に対して主体的な指導や勧告等を行うものとします。

また、経営監視委員会は、今後の経営体制の審査にあたり、株主、お取引先、顧客、金融機関及び従業員等のあらゆる利害関係人（ステークホルダー）の意見に耳を傾け、総合的に判断をする方針です。

今後の経営体制について外部に公表し又は株主総会にご提案するにあたっては、全て事前に経営監視委員会に審査していただき、その承認を得てから行うこととします。

取締役会は、これら経営監視委員会の指導、勧告等及び承認を尊重し、また今後の経営体制についてもその審査を尊重し株主総会の議案に反映いたします。

B) 構成

当委員会は、以下の3名の委員により構成します。

氏名	現職
委員長 中川 秀宣	TMI 総合法律事務所 弁護士
委員 大庭 勝彦	株式会社クロスポイント・アドバイザーズ コンプライアンスオフィサー
委員 伊藤 茂男	セコム株式会社 顧問

※委員の略歴につきましては、別紙をご参照下さい。

C) 期間

経営監視委員会は、当社取締役会及び監査等委員会においてコーポレート・ガバナンスの機能が発揮され、当社取締役においてコンプライアンス意識が醸成され、不適切な取引等に対する再発防止策が機能することとなるまでの非常時における臨時の機関です。本来は株主総会の委任を受けた各取締役が自らの責任において経営判断を行い、監視機能を発揮すべきものです。したがって、経営監視委員会の存続期間は、定時株主総会が終了する平成31年2月末までを目途とし、必要に応じて縮小、解散、延長を取締役会の決議のもとに行なうものとします。

D) 発足日

平成30年9月14日

3. 業績に与える影響

役員の異動及び経営監視委員会の設置を含めた今般の経営体制の変更は、当社の事業の安定性と継続性の維持を目的としており、当該変更自体が当社の当期業績に与える影響は現在精査中であり、今後の業績に大きな影響を与えることが判明した場合は、速やかにお知らせいたします。

以上

(別紙) 経営監視委員会委員略歴

(1) 委員長

中川 秀宣

1992年 4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）長島・大野法律事務所勤務
1998年 4月 ニューヨーク州弁護士資格取得
1998年 9月 メリルリンチ証券会社東京支店法規売買管理部（現 メリルリンチ日本証券オフィス・オブ・ジェネラルカウンセル）勤務
2003年 4月 UFJストラテジックパートナー株式会社出向
2004年 7月 TMI 総合法律事務所パートナー（現任）

(2) 委員

大庭 勝彦

1976年 4月 三菱商事株式会社入社
2000年 4月 MC Financial Services Ltd. Chief Financial Officer
2008年 1月 三菱商事株式会社新機能事業グループ監査室長
2012年 10月 ダイヤモンドリアルティマネジメント株式会社コンプライアンスオフィサー兼法規管理部長
2016年 8月 株式会社クロスポイント・アドバイザーズコンプライアンスオフィサー兼コンプライアンス部長（現任）

(3) 委員

伊藤 茂男

1976年 4月 警察庁入庁
1986年 4月 在中華人民共和国日本国大使館一等書記官
2003年 8月 警視庁公安部長
2007年 7月 近畿管区警察局長
2008年 9月 プルデンシャル生命保険株式会社顧問
2017年 11月 セコム株式会社顧問